

すてっぷだより

第7号 2008年8月

群馬県公安委員会より 「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました



指定書交付式における公安委員長挨拶

日時：平成20年7月31日（木）

場所：公安委員会室

ご紹介いただきました、群馬県公安委員長の阿久澤でございます。

「特定非営利活動法人被害者支援センターすてっぷぐんま」の犯罪被害者等早期援助団体指定書交付式にあたり、公安委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席の皆様におかれましては、平素、犯罪被害者支援にご尽力されておられることに対し、心から敬意を表する次第であります。

さて、現下の被害者支援対策につきましては、国レベルでは、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行になり、さらに同年12月には「犯罪被害者等

基本計画」が閣議決定されました。これを受けて、本県では、昨年10月に「群馬県犯罪被害者等基本計画」が策定され、国、県を挙げて被害者支援に取り組んでいくこととなりました。

このような中、本年6月13日に、かねてから被害者支援に取り組んで参られました「特定非営利活動法人被害者支援センターすてっぷぐんま」から、犯罪被害者等早期援助団体の指定申請がございましたので、本日、ここに指定をするわけではありますが、公安委員会と致しましては、早い段階から、きめ細かなサポートが実施されることを期待するとともに、今後とも積極的な支援、協力を行って参りたいと考えている次第であります。

終わりに、「特定非営利活動法人被害者支援センターすてっぷぐんま」の益々のご発展と、皆様方のご活躍、並びにご健勝を祈念申し上げ、簡単ではありますが私の挨拶とさせていただきます。

「犯罪被害者等早期援助団体指定を受けて」

すてっぷぐんま代表 足立 進

当すてっぷぐんまは、平成20年7月31日、群馬県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることができました。これを皆様にご報告できることを嬉しく思うとともに、これまで皆様から受けた数々のご支援に感謝を申し上げます。

すてっぷぐんまは、平成10年に性暴力被害女性の支援を行うことを目的に組織されました。被害女性からの相談やDV被害に遭い逃げてきた女性が避難するシェルターを運営する等の活動をしていたところ、群馬県警から、犯罪被害者等に対する民間支援活動に協力して欲しいとのお話があり、われわれでもお役に立つのならと腰を上げたのが平成16年でした。

犯罪被害者等に対する有効な支援を実現するには、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることが必要でしたが、その為には、定款の変更や諸規則の制定、理事の人選、財政的な基盤の確立、相談員や支援事務所の確保等の課題をクリアしなければならず、なすべき仕事の量と質に圧倒され、当初は嘆息するばかりでした。

しかし、平成16年12月に犯罪被害者等基本法ができ、平成17年12月には犯罪被害者等基本計画が策定される等政府の支援態勢が充実し、また、各地の民間支援団体が次々と早期援助団体に指定されるなかで、これに乗り遅れるわけにはいかないし、県内において被害者支援を要する犯罪が発生した場合、早期かつ有効な支援を行うには早期援助団体の指定が不可欠という認識がわれわれ自身において高まり、また、群馬県警被害者支援室の温かいご協力を得て、被害者支援の志を立て約4年が経過しましたが、ようやく早期援助団体の指定を頂くことができましたのです（なお、全国では19番目の指定ということです）。

早期援助団体の指定は、確かに当面の目標ではありませんでしたが、被害者支援活動からみれば必要な通過点の一つであり、法形式面での条件をクリアしたに過ぎません。むしろ、指定により、これまで以上にわれわれの権限と責務が増大することを意味していますので、まさに身が引き締まる思いをしています。

群馬県の内外において、悲惨な犯罪被害が毎日のように起きております。そこには支援の手を必要とされる被害者やご遺族の方々がいらっしゃいます。この指定を契機にして、今後一層の支援活動や支援態勢の充実を図り、こうした被害者等の方々に、必要な支援を途切れなく行う態勢を整えて参りますので、引き続き、皆様のご理解、ご支援を頂きますようお願い致します。

すてっぷぐんま事務局長 井上 昭子

平成20年7月31日（木）午前11時30分から、群馬県警公安委員室にて、かねてより準備を進め、申請手続を行ってきた「早期援助団体」指定書交付式が行われました。

県公安委員長から当法人代表に指定書が手渡された瞬時の緊張感は、警察との緊密な連携の下、被害者等への直接的支援活動の開始という重責を担ったからでしょうか。

平成10年にDV被害者支援活動を始めた性暴力問題群馬弁護士ネットワークを基盤とし、各分野の専門家およびボランティアスタッフにより、女性からの法律相談にとどまらず、各種相談電話・シェルターの運営管理など支援活動の充実をはかり、平成16年にはNPO法人となり、犯罪被害者等からの相談電話の開設により「全国被害者支援ネットワーク」に加入しました。その時点から、全国ネットワーク主催の支援活動員研修や講演会、そして、早期援助団体として先駆的に支援活動を行っている「いばらき被害者支援センター」の理事長・事務局長に来県ねがい、ボランティア養成講座およびスタッフ研修の講師としてきめ細やかなご指導をいただくなど大変お世話になっております。

全国研修会および当法人主催による講演会等で、直接に被害者等のお話をお聞きする度に、早い時期から寄り添った継続的な支援活動の必要性、直接的支援を通してネットワークを活かした関係機関との連携、的確な情報の提供など、被害者等の要望に対して、機に応じたしなやかな行動を取ることが、民間支援団体の責務ではないかと考えています。

まだまだ一般市民感情としては、理不尽な事件に対して他人事と考えてしまいがちですが、いつ我が身に降りかかるかも知れない今の社会情勢の中、被害者等の声をお届けするとともに、「被害者支援センター」として求められる支援の活動団体として認知していただけるよう、広報活動をしていきたいと思っております。

この早期援助団体指定に向けて、関係機関及び賛助会員としてご協力くださっている多くの団体・個人のみなさまに心より感謝いたしますと共に、今後の支援活動の一層の充実に向けてご支援ご協力をお願いいたします。

シンボルマークが決定しました

本年3月に発足した犯罪被害者支援大学ネットワークに加盟している県内27大学の学生を対象に、すてっぷぐんまのシンボルマークのデザインの募集を行い、多数の応募作品の中から、群馬県立女子大学3年の関口清美さんの作品を採用としました。また優秀賞は、同じく群馬県立女子大学3年の福田真由美さんの作品に決定しました。



今後は、リーフレットや広報用グッズ等に使用し、より一層の効果を期待しています。

【最優秀賞】

群馬県立女子大学3年
関口清美さん

●作品のコンセプト…

被害者と支援者が共に手を取り合って犯罪被害に立ち向かってゆく様子をイメージしてデザインしました。青は被害者を、赤は支援者をそれぞれ表しています。

そして両者が手を取り合うことで心のケア、安心感、優しさを表すハートが生まれるようになっています。色は、やわらかな色調を用いることで、安心感、優しさを更に強めました。

右：最優秀賞 関口清美さん
左：優秀賞 福田真由美さん



『いのちの生命のメッセージ展inぐんま県庁』が開催されました

7月17～20日の4日間、群馬県庁県民ホールにて『生命のメッセージ展』が開催されました。生命のメッセージ展とは、犯罪や事故、いじめによる自殺などで理不尽にも生命を奪われた方々の等身大の人型パネル、生前履いていた靴、そして遺された家族のメッセージを通して、『生命の重み』を伝えるアート展です。パネルは遺族の手で大切に作られ、『生命の重み』を伝える『メッセンジャー』として全国をめぐるっています。

今回は群馬県出身者の8名を含む135名のメッセンジャーが参加し、生命の重みを訴えました。



期間中は、すてっぷぐんまもブースを設けていただき、被害者支援の理解を深めていただくための広報活動を行いました。

19、20日には、ご子息を悪質な交通事故で失い、現在、生命のメッセージ展代表を務めている鈴木共子さんをモデルにした映画「0からの風」の上映と、鈴木さん、そしてTAV交通死被害者の会事務局の米村幸純さんの講演会が行われました。



期間中はたくさんの方が来場し、一人一人のメッセンジャーと向き合っ、かけがえのない命の尊さを感じていただきました。

今年も被害者支援シンポジウムを開催します

被害者支援ボランティア養成講座の公開講座として、全国犯罪被害者の会（あすの会）幹事の岡崎后生氏を講師にお迎えし、シンポジウムを行います。昨年の少年院送致対象年齢の引き下げや本年6月には少年審判への被害者の傍聴が可能になるなど、少年法は過渡期を迎えています。社会も急激に変容していく中で、少年達は何を感じ、何を考えているのか。どうやって守り、育てていけばいいのか。少年法という視点から皆さんと一緒に考えていきたいと思ひます。参加のお申し込みは、すてっぷぐんま事務局まで。

日時：9月6日(土)13:30～16:30

場所：群馬県女性会館2階 ホール(前橋市大手町3-13-5)

講演：「大人の法律が変われば少年法も変わると信じて…」

講師：岡崎 后生 (全国犯罪被害者の会幹事、少年事件被害者遺族)

パネルディスカッションテーマ：

「少年を取り巻く諸問題～少年法改正を考える～」

パネリスト：岡崎 后生 氏

(全国犯罪被害者の会幹事・少年事件被害者遺族)

武井 聡士 氏 (前橋地方検察庁検事)

真下 潔 氏 (ぐんま学園次長)

赤間ひろみ 氏 (榛名女子学園首席専門官)

コーディネーター：

足立 進 (すてっぷぐんま代表)

平成20年度 関東・甲信越ブロック研修会に参加して

平成20年6月19日～20日 いばらき被害者支援センターの皆様や被害者支援都民センターの方々のお世話になり、水戸市での1泊2日の研修にすてっぶぐんまから2名参加しました。

参加は9団体の22名、基本的な被害者支援者としてのあり方や、電話相談のロールプレイ、ケース検討、直接的支援プラン作成などをグループ別に体験し、アドバイスを受けながらの研修でした。

とても密度の濃い内容で、それぞれ時間が足りないくらいの意見交換があり、また先輩の支援センターの方々から学ぶものがたくさんありました。

特に裁判傍聴や付き添い等の直接的支援では、留意しなければならない点も多く、また記録の取り方

など、判例集や法律用語など常に勉強しておく必要性を感じました。

事例検討では、守秘義務を守りながら、支援センターとしての共通認識を持ち、一環した適切な対応をするために、きちんと定期的に行うことが必要であることを学びました。

“極限状態にある被害者を支援するときは、いつもこれでよいのかを自分に問いかけながら被害者に向き合う姿勢が大切である。”この言葉を常に心におき、そして自分たちの子や孫たちが少しでも被害者になる確立を低くするための活動を行う気持が大切であることを、あらためて感じました。

被害者支援セミナーに参加して

平成20年7月7日から10日までの4日間、東京の被害者支援都民センターにおいて「被害者支援を実施するための人材育成セミナー」が開催されました。研修内容は多岐にわたっており、犯罪被害者ご本人からのお話や事例検討、ロールプレイ、検察庁での被害者支援や刑務所での矯正教育について、支援に必要な法的知識等を学び、とても充実した内容の4日間でした。こうした講義を受け講師の方々の熱意や犯罪被害者等基本法制定・施行までの道のり、現在の制度や支援における課題といったことを学び、

身の引き締まる思いでした。「被害者支援の基本は被害者の声を聴くこと」「被害者の力を奪わない関わり」という講義の中での言葉が印象的でした。

また、今回の研修には全国の支援センターや行政から29名の方々が参加されており、立場は様々でしたが、こうした皆さんと一緒に研修会を持つことができたことは、今後の支援活動においても財産になると思っています。参加させていただいた事に感謝するとともに、今後の支援に活かしていきたいと思っています。

賛助会員募集・寄付金のお願い

被害者支援センターすてっぶぐんまの活動は皆様からの会費や寄付金によって運営しています。皆様の温かいご支援とご協力をお願いいたします。

賛助会員(年会費)個人	1口	1,000円
法人・団体	1口	10,000円
寄付金	金額の多寡を問いません	
振込口座番号	00110-7-466016(郵便局振替)	
口座名称	被害者支援センター すてっぶぐんま	



編集・発行

NPO法人

被害者支援センター すてっぶぐんま

〒371-0025

群馬県前橋市紅雲町1-7-12

住宅公社ビル

TEL/FAX 027-243-9992